

日病薬発第 2024-15 号

令和 6 年 4 月 22 日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生

令和 6 年能登半島地震に伴う生涯研修認定制度の特別措置について(Q&A)

Q1 令和 6 年に生涯研修認定薬剤師に認定申請する予定のものです。今回の震災で、研修記録・認定申請書(研修手帳等)を紛失しました。何か措置はあるのでしょうか。

A1 令和 6 年能登半島地震の災害救助法適用地域を管轄とする各県病院薬剤師会(石川県病薬、富山県病薬、福井県病薬、新潟県病薬)に所属する会員で、震災の影響により、研修記録・認定申請書(研修手帳等)を紛失した場合、できる限りの確認書類を提出してください。生涯研修委員会で個別に審査いたします。

申請者本人が、認定申請時に、「生涯研修認定制度特別措置の適用申請書」(日病薬ホームページよりダウンロード)に必要な事項を記入した上で、必要な書類を添えて、本会に直接申請してください。